

# 一般競争入札公告（建築工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 28 年 6 月 1 日

南彩農業協同組合  
代表理事組合長 森田 忠



## 1. 競争入札に付する事項

- (1) 事業主体：南彩農業協同組合
- (2) 補助事業名：埼玉園芸生産力強化支援事業
- (3) 工事名：JA南彩岩槻農産物集出荷場新築工事
- (4) 工事場所：さいたま市岩槻区大字黒谷422-1他
- (5) 工事概要：農産物集出荷場
- (6) 工期：着工：平成28年8月1日  
（予定）完成：平成29年2月19日  
引渡し：平成29年2月24日
- (7) 工事請負契約締結：民間（旧四会）連合協定工事請負契約書により契約する。
- (8) 入札事項：建設工事請負金額

## 2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。（別紙1のとおり）
- (2) 経常利益が直近3か年間連続赤字ではない者であること。
- (3) 直近年度の「経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書」の建築一式工事業の総合評点Pが1115点以上であること。
- (4) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、本工事の行われる埼玉県において行政ならびにその関係機関から工事請負契約に係る指名停止を受けていないこと。
- (5) 対象工事と同種の規模（鉄骨造・平屋・1,921.2㎡）の工事の元請施工実績があること。  
なお、実績の対象期間は過去5年分まで認める。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条による建築工事業に係る許可を有する者とする。
- (7) 暴力団排除措置要綱による指名停止の措置を受けていないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続開始の申立てがなされていない者とする。
- (9) 形態は単体企業（共同企業体は不可）とする。
- (10) 埼玉県内に本店及び支店（営業所）がある者とする。
- (11) 上記（1）～（10）の条件を満たしていても、提出を求めた書類について提出がない場合には競争参加資格はないものとする。

### 3. 入札手続等

#### (1) 担当窓口

名称： 南彩農業協同組合 営農部  
住所： 久喜市菖蒲町新堀473  
電話： 0480-87-1135  
担当者： 部長 福岡和明

#### (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

ア. 期間： 平成28年6月1日(水)～平成28年6月15日(水)  
土・日・祝祭日を除く9時00分～17時00分  
イ. 場所： 南彩農業協同組合 本店 営農部  
ウ. 方法： 担当窓口より配布する。

#### (3) 一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)及び競争入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期間、場所及び方法

ア. 期間： 平成28年6月1日(水)～平成28年6月15日(水)  
土・日・祝祭日を除く9時00分～17時00分  
イ. 場所： 南彩農業協同組合 本店  
ウ. 方法： 上記場所へ事前に担当者宛に連絡の上持参のこと。

#### (4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア. 日時： 平成28年7月25日(月) 10時00分(予定)  
イ. 場所： 南彩農業協同組合 本店  
ウ. 方法： 上記場所に持参のこと。

### 4. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の行なった入札、申請書または資料に虚偽の記載をした者、入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

### 5. 落札者の決定方法

入札説明書の【一般競争入札心得】による。

### 6. 苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続きに関し、当事業主体に対し苦情申立てを行うことが出来る。

### 7. その他

詳細は入札説明書による。

競争参加資格通知にかかわらず、見積業務に発生する費用負担は各社にて負担する。

(参 考)

## 予算決算及び会計令 (抜粋)

(一般競争に参加させることができない者)

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- ① 当該契約を締結する能力を有しない者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- ① 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
  - ② 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき
  - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
  - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
  - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
  - ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき
  - ⑦ この項（この号を除く）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。